



石川労働局発表
令和8年1月30日(金)

石川労働局労働基準部
担当 健康安全課長 宮田 玄彦
課長補佐 大川 陽平
連絡先 076-265-4424

「慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方」をスローガンとして 第2回 化学物質管理強調月間の実施

石川労働局（局長 八木健一（やぎ けんいち））は、事業場における自律的な化学物質管理活動を推進するとともに、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るため、令和8年2月1日から同月28日までの1か月、「第2回化学物質管理強調月間」を実施します。

石川労働局及び各労働基準監督署では、化学物質管理強調月間において、事業場への説明会及び個別に行う指導時に、下記の実施事項について指導を行います。（別添1 第2回化学物質管理強調月間実施要綱 参照）

第2回 化学物質管理強調月間

- 1 実施期間 令和8年2月1日～2月28日
- 2 主唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会
- 3 スローガン 「慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方」
- 4 実施事項
 - (1) 化学物質管理者の選任状況、権限の付与、氏名の掲示等労働者への周知状況の確認
 - (2) 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全データシート（以下「SDS」という。）等による危険有害性等の確認
 - (3) ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施、リスクアセスメントの結果に基づくばく露低減措置の実施等
 - (4) 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則等の遵守の徹底
 - (5) 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
 - (6) スローガン等の掲示
 - (7) 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
 - (8) 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他、化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施

5 説明会

(1) 各労働基準監督署主催

① 金沢労働基準監督署

ア 日時

イ 会場

2月16日（月） 13:30～15:30

金沢新神田合同庁舎 8階 大会議室

（金沢市新神田4丁目3-10）

② 小松労働基準監督署

ア 日時

イ 開催方式

2月5日（木） 14:00～15:00

2月18日（水） 14:00～15:00

各回いずれも、オンライン又は対面

③ 七尾労働基準監督署

ア 日時

イ 会場

2月25日（水） 14:00～（2時間程度）

田鶴浜コミュニティセンター シアタールーム

（七尾市垣吉町へ部24番地）

④ 穴水労働基準監督署

ア 日時

イ 会場

2月20日（金） 14:00～15:30

穴水町文化・スポーツ振興事業団のとふれあい文化センター

（鳳珠郡穴水町内浦5-28-3）

労働基準監督署で行う説明会の申込については、各労働基準監督署へお問い合わせをお願いします。

【問い合わせ先】

<https://jsite.mhlw.go.jp/ishikawa-roudoukyoku/kantoku/map01.html>

(2) 厚生労働省主催

① 日時 東京開催 2月20日（金） 13:30～17:00

② 開催方式 オンライン又は対面

③ 会場 T K P 高輪ゲートウェイカンファレンスセンター

ホール2B

④ 申込先 東京会場 <https://forms.office.com/r/F7CCnM8DBw>

別添2参照

第2回化学物質管理強調月間実施要綱

1. 趣旨

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれる。また、化学物質による休業4日以上の労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）のうち、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）等の特別規則による規制の対象となっていない物質に起因するものが多数を占めている。

これらを踏まえ、特別規則による規制の対象となっていない物質への対策の強化を主眼とし、国によるばく露の上限となる基準等の制定、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みの整備・拡充を前提として、事業者が、危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講すべき措置を適切に実施する制度を導入したところである。

こうした規制の対象となる化学物質（リスクアセスメント対象物）は順次拡大され、令和8年4月から約2,900物質が規制対象となるが、これに伴い、対策を講すべき事業場の範囲が、第三次産業を含めた幅広い業種に大幅に拡大する。また、令和7年5月14日に、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律が公布され、危険性・有害性情報の通知義務（SDSの交付等の義務）に罰則を設けること（公布後5年以内に施行）や、個人ばく露測定を作業環境測定として位置づけ、作業環境測定士による実施を義務づけること（令和8年10月施行）等も新たに規定されている。

業種・規模に関わらず、リスクアセスメント対象物を製造、取扱い等を行う全ての事業場において、化学物質管理者を選任し、化学物質を管理していく必要があり、第三次産業の事業場や中小零細事業場に対しても、新たな化学物質規制を広く浸透させる取組が重要となる。

また、国際的には、「化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）—化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ」（第5回国際化学物質管理会議採択）において、多様な分野（環境、経済、社会、保健、農業、労働等）における多様な主体（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学術界等）によるライフサイクル（製造から製品への使用等を経て廃棄まで）を通じた化学物質管理が求められていることから、国内の化学物質管理において関係省庁が連携し相乗効果を高めていくことが必要である。

このような背景を踏まえ、厚生労働省は、経済産業省、環境省等の関係行政機関、災害防止団体等安全衛生関係団体、労働団体や事業者団体等の幅広い協力を得て、第2回化学物質管理強調月間を、以下のスローガンの下で展開することに

より、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることとする。

慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方

2. 期間

令和8年2月1日から2月28日までとする。

3. 実施体制

(1) 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

(2) 協力連携者

経済産業省、環境省

(3) 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

(4) 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

(5) 実施者

各事業者

4. 実施事項

(1) 主唱者・協力連携者・協賛者

(ア) 化学物質管理に係る啓発

化学物質管理の知見が十分でない第三次産業や中小零細事業場を重点として、化学物質管理を広く浸透させることを目的とした周知啓発活動の実施

(イ) 化学物質に関する説明会等の開催

化学物質に関する法令や対策等に係る、化学物質管理に取り組む事業者向けの説明会等の開催

(ウ) 化学物質アドバイザー等を活用した普及啓発

(エ) 化学物質管理に係る広報資料等の作成、配布

(オ) 雑誌等を通じた広報

(カ) 事業者の実施事項についての指導援助

(キ) その他「化学物質管理強調月間」にふさわしい行事等の実施

(ク) (ア)～(キ)の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力の依頼

(2) 実施者

職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図るため、化学物質管理者による化学物質管理の徹底等、化学物質管理体制の構築を最重点事項とし、事業者及び労働者が連携・協力して、次の事項を実施する。

- ① 下記の重点事項について、日常の化学物質管理の総点検を行う。
 - (ア) リスクアセスメント対象物を製造又は取り扱う際の化学物質管理者の選任、職務権限の付与、化学物質管理者の氏名の掲示等労働者への周知、化学物質管理者と総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等との連携
 - (イ) 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全データシート（以下「SDS」という。）等による危険有害性等の確認
 - (ウ) ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施、リスクアセスメントの結果に基づくばく露低減措置の実施等
 - a 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・SDS交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・SDS交付等の状況の確認
 - b SDS等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施
 - c リスクアセスメントの実施にあたって、業種別・作業別の化学物質管理マニュアル（建設業、ビルメンテナンス業、食料品製造業など）の活用
 - d 化学物質の自律的な管理の実施状況について衛生委員会での調査審議
 - e ばく露低減措置の内容や労働者のばく露の状況について、労働者の意見を聞く機会を設けるとともに、記録の作成・保存
 - f ラベル・SDSの内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施
 - g 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具の使用や汚染時の洗浄を含む化学物質の取扱上の注意事項の確認
 - h 労働者に保護具を使用させる場合における、保護具着用管理責任者の選任、職務権限の付与、保護具着用管理責任者の氏名の掲示等労働者への周知
 - i 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であるこ

とを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進

- j 濃度基準値設定物質のリスクアセスメントにおいて、ばく露濃度が高いと見積もられた場合に個人ばく露測定によるばく露濃度の確認の実施
- k 特殊健康診断等、必要な場合のリスクアセスメント対象物健康診断による健康管理の徹底

l 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底

m 金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の徹底

(エ) 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底

- ② 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- ③ スローガン等の掲示
- ④ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- ⑤ 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施



あなたの職場にいますか？

化学物質管理者



慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方

2

月は化学物質管理強調月間

関連情報は
特設サイトへ



労働安全衛生関係法令の改正により、
令和6年4月から業種・事業規模を問わず、
化学物質管理者の選任やリスクアセスメント等に
基づく適切な管理等が義務づけられています。

化学物質の自律的な管理に関する自主点検表



✓ がつかない場合は、解説やリンク先の情報等を参照して確認をしましょう。

①事業場で製造・取り扱っている化学物質がリスクアセスメント（R A）対象物であるかを把握していますか。

解説

- 化学物質を化学的に合成するほか、混合、濃縮・希釈、他物質を添加、小分け等により化学物質等を含む製品化を行うことも「製造」に該当します。
- 令和7年4月1日、令和8年4月1日時点のR A対象物はこちらのリストをご覧ください。
- 令和9年4月1日に約150物質が追加される予定です。追加物質については、こちらのリストをご確認ください。

R7,R8追加分

R9追加分



②化学物質管理者を選任していますか。

解説

- R A対象物の製造・取扱事業場等において化学物質管理者を選任することが義務となっています。化学物質管理者は、化学物質の自律的な管理のキーパーソンです。
- 化学物質管理者の選任については、以下のQ&AのNo.2-1-1～2-1-10をご確認ください。
化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&A



③R Aを実施していますか。

解説

- リスクアセスメントとは、作業による労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することです。
 - 厚生労働省では、RAの実施を支援するため業種別マニュアルの作成を進めています。次のマニュアルに従ってRAを実施した場合は、右上の□に✓をつけてください。
 - ・業種・作業別マニュアル
 - ・建設業における化学物質取り扱い作業におけるリスク管理マニュアル
- (参考) Q1-1 なぜリスクアセスメントを行わなければならないのか。
Q1-2 リスクアセスメントはどのような手順で実施するのか。

業種・作業別マニュアル
(業種・作業別) (建設業)



④R Aの結果に基づくリスク低減措置を行っていますか。

解説

- 法令に講すべき措置が定められている場合は、リスクアセスメントの結果に関わらず、定められた措置を必ず実施しなければなりません。
- ③のマニュアルで定められたリスク低減措置を行った場合は、右上の□に✓をつけてください。
(参考) Q12-1 リスクアセスメント実施後のリスク低減措置の実施は義務か。
Q12-2 リスクを低減するためにはどのような措置を講ずるべきか。



⑤安全データシート（S D S）とリスクアセスメントの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか。

解説

- 化学物質を取り扱う労働者が常時S D Sを確認できるよう周知するほか、労働者に教育や周知を行う必要があります。
- (参考) Q15-1 入手したSDSを労働者に周知しなければならないか。
Q15-2 ラベルやSDSの記載内容を労働者に教育する義務はあるか。



⑥（保護具を使用している場合）保護具着用管理責任者を選任していますか。

解説

- 保護具着用管理責任者の選任については、以下のQ&AのNo.2-2-1～2-2-3をご確認ください。
化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&A



⑦（化学物質の譲渡・提供を行っている場合）

ラベル表示を行い、S D S等による通知を行っていますか。

解説

- 化学物質を譲渡又は提供する者は、相手方にS D Sの交付等により危険有害性等を通知する必要があります。
- (参考) Q13-1 SDSはいつ交付しなければならないのか。
Q13-2 ホームページでSDSを提供しても良いか。



まずはホームページで必要な対応をチェック！

ケミガイド

検索

<https://chemiguide.mhlw.go.jp/>



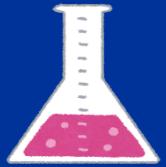
ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

※記載の製品において、規制対象となるのはリスクアセスメント対象物の場合です。



第2回 化学物質管理強調月間

(期間: 令和8年2月1日~同年2月28日)



化学物質による労働災害を防止するため、労働安全衛生法に基づく新たな化学物質規制が導入され、令和6年4月から施行されています。

厚生労働省では、産業界における自律的な化学物質管理活動を推進するとともに、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るため、「化学物質管理強調月間」を創設し、主唱しています。



【石川労働局HP】

化学物質による労働災害防止のための新たな規制について
https://jsite.mhlw.go.jp/ishikawa-roudoukyoku/newpage_00532.html



【第2回 化学物質管理強調月間 スローガン】

慣れた頃こそ 再確認
化学物質の扱い方



「化学物質なんて
ウチには関係ない
でしょ！」等と見過
ごしていませんか？

※ 製造業などの工業的な業種だけではなく、一見、化学物質と縁遠いと思われる、非工業的な業種(サービス業など)における作業(洗浄、消毒、清掃、洗濯など)でも化学物質に起因する災害が発生しています。

※ 新たな法令改正によって、職場で自律的に管理すべき化学物質の対象が大幅に拡大されていますので、再点検をお願いします。

→ 裏面の「自主点検表」でチェック！



※ 法定の表示・通知対象
(リスクアセスメント対象)化学物質
→「職場のあんぜんサイト」
(表示・通知対象物質の一覧・検索)

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/gmsds/gmsds640.htm>

【強調月間中の各事業者の主な実施事項】

- ① リスクアセスメント対象物を製造又は取り扱う際の化学物質管理者選任、職務権限付与、化学物質管理者の氏名掲示等労働者への周知、化学物質管理者と総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等との連携
- ② 製造又は取り扱う化学物質の把握及び、化学物質の安全データシート(SDS)等による危険有害性等の確認
- ③ ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施、リスクアセスメント結果に基づくばく露低減措置の実施等
- ④ 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底
- ⑤ 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- ⑥ スローガン等の掲示
- ⑦ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- ⑧ 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施

【実施要綱】



化学物質の自律的な管理に関する自主点検表



✓ がつかない場合は、**解説** やリンク先の情報等を参照して確認をしましょう。

① 事業場で製造・取り扱っている化学物質がリスクアセスメント（RA）対象物であるかを把握していますか。		<input type="checkbox"/>
解説	化学物質を化学的に合成するほか、混合、濃縮・希釈、他物質を添加、小分け等により化学物質等を含む製品化を行うことも「製造」に該当します。 令和7年4月1日、令和8年4月1日時点のRA対象物は こちらのリスト をご覧ください。 令和9年4月1日に約150物質が追加される予定です。 追加物質については、 こちらのリスト をご覧ください。	R7, R8 追加分 R9 追加分
② 化学物質管理者を選任していますか。		<input type="checkbox"/>
解説	令和6年4月1日からRA対象物の製造・取扱事業場等において化学物質管理者を選任することが義務となっています。 化学物質管理者は、化学物質の自律的な管理のキーパーソンです。化学物質管理者の選任については、以下のQ&Aの10ページに記載のNo.2-1-1、No.2-2-2をご確認ください。 化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&A	
③ RAを実施していますか。		<input type="checkbox"/>
解説	リスクアセスメントとは、作業による労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することです。下のQ&Aも参照してください。 Q1-1 なぜリスクアセスメントを行わなければならないのか。 Q1-2 リスクアセスメントはどのような手順で実施するのか。 厚生労働省では、RAの実施を支援するため業種別マニュアルの作成を進めています。 次のマニュアルに従ってRAを実施した場合は、右上の□に✓をつけてください。 ・⑦ 業種・作業別マニュアル ・① 建設業における化学物質取り扱い作業におけるリスク管理マニュアル	 ⑦ ①
④ RAの結果に基づくリスク低減措置を行っていますか。		<input type="checkbox"/>
解説	法令に講ずべき措置が定められている場合は、リスクアセスメントの結果に関わらず、定められた措置を必ず実施しなければなりません。下のQ&Aも参照してください。 Q12-1 リスクアセスメント実施後のリスク低減措置の実施は義務か。 Q12-2 リスクを低減するためにはどのような措置を講ずるべきか。 ③のマニュアルで定められたリスク低減措置を行った場合は、右上の□に✓をつけてください。	
⑤ 安全データシート（SDS）とリスクアセスメントの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか。		<input type="checkbox"/>
解説	化学物質を取り扱う労働者が常時SDSを確認できるよう周知するほか、労働者に教育や周知を行う必要があります。下のQ&Aも参照してください。 Q15-1 入手したSDSを労働者に周知しなければならないか。 Q15-2 ラベルやSDSの記載内容を労働者に教育する義務はあるか。	
⑥ (保護具を使用している場合) 保護具着用管理責任者を選任していますか。		<input type="checkbox"/>
解説	保護具着用管理責任者の選任については、以下のQ&Aの11ページ以降に記載のNo.2-2-1、No.2-2-2をご確認ください。 化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&A	
⑦ (化学物質の譲渡・提供を行っている場合) ラベル表示を行い、SDS等による通知を行っていますか。		<input type="checkbox"/>
解説	化学物質を譲渡又は提供する者は、相手方にSDSの交付等により危険有害性等を通知する必要があります。下のQ&Aも参照してください。 Q13-1 SDSはいつ交付しなければならないのか。 Q13-2 ホームページでSDSを提供しても良いか。	

化学物質の自律的管理を学ぼう

自分の職場に「化学物質は関係ない」と思っていませんか？

外食・宿泊業等第三次産業で扱う化学物質を知ろう・学ぼう

労働安全衛生法令による新たな化学物質規制では、職場で化学物質を使う場合、業種・事業規模を問わず、自らリスクアセスメント（リスクの程度の評価）を行い、ばく露を最小限とすることが求められています。本イベントでは、特に外食や宿泊業界で用いられる化学物質に焦点を当て、

①どのような点に注意すればよいのか、②具体的なリスクアセスメントやばく露を最小限にするための方法等を取り上げます。ふるってご参加ください。



1 日時

大阪：令和8年1月29日(木)13:30-17:00

東京：令和8年2月20日(金)13:30-17:00

2 会場

大阪：TKPガーデンシティ大阪リバーサイドホテル ホール5B+5C

東京：TKP高輪ゲートウェイカンファレンスセンター ホール2B

3 定員

対面70名／オンライン200名

※第2部では実際の製品を用いた実務に役立つワークショップを行いますので、ぜひ会場参加をご検討ください。
※募集人数多数の場合、抽選とさせていただく可能性がございます。

4 対象

外食業界及び宿泊業界を中心とする第三次産業業種の事業者

（リスクアセスメントを基本とする化学物質管理に不慣れな方を想定しています。既に化学物質管理に精通されている方向けの内容ではありませんのでご注意ください。）

5 プログラム

第1部 職場における化学物質管理の理解促進のためのセミナー

① 基調講演：身近な化学物質との上手な付き合い方～仕事でケガをしないために～

講師：（独）労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所
化学物質情報管理研究センター 城内 博 先生

② 事故を防ぐために知っておきたいサービス紹介

○リスクアセスメントに役立つ業種別作業別マニュアル
○事業者が使える安全衛生の専門家によるサービスなど

第2部 化学物質管理強調月間イベント～実務に役立つワークショップ～

業種別の小グループに分かれ、業務で用いられる塩素系洗剤を用いて、使用する際のリスクや具体的なばく露対策方法などについて、厚生労働省で作成しているマニュアルやツールを使いながら考えていきます

6 申込先

【大阪会場】<https://forms.office.com/r/WCv5dfC6bZ>

【大阪会場】

【東京会場】

【東京会場】<https://forms.office.com/r/F7CCnM8DBw>

7 問い合わせ先

化学物質管理強調月間セミナー事務局（株式会社エム・シー・アンド・ピー）

hpはこちらへ→

メールアドレス：chemicals_info@mcp.co.jp



電話番号：03-3261-7322 担当者：大久保・天野

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_67614.html